

# 環境報告書

(令和3年度分)

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

環境省

# 目 次

はじめに	1
環境省の組織及び職員数	2
本報告書の報告対象等	4
(1) 対象期間	4
(2) 対象組織	4
(3) 対象分野	4
(4) 参考にしたガイドライン等	4
環境配慮等に係る計画、取組体制等	5
(1) オフィス活動分野	5
(2) 政策分野	6
環境配慮の取組の状況等 (オフィス活動分野)	7
1. インプット	7
(1) 電気使用量	7
(2) 公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量	9
(3) 用紙使用量	11
(4) グリーン購入・調達状況	12
総論	12
自動車等 (自動車)	14
家電製品 (電気冷蔵庫等)	16
紙類	17
2. 循環利用・アウトプット	18
(1) 廃棄物排出量	18
(2) 大気環境への負荷の低減	20
(3) 温室効果ガス排出量	22
(4) 中水循環量、総排水量	24
環境施策の状況 (政策分野)	25
令和3 (2021) 年度事後評価 (政策評価) の概要	26
データ集	27

## はじめに

本報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）に基づき、環境省が公表する「環境配慮等の状況」についての報告書です。

「環境配慮等の状況」とは、環境配慮促進法において「環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況」と定義されています。環境省には、これらの活動に関する具体的な方針に相当するものとして、環境省環境配慮の方針（平成14年11月25日環境大臣決定。以下「環境配慮の方針」という。

[https://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/hairyo/hairyo.html](https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/hairyo/hairyo.html)）があります。

環境配慮の方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、事業者としての環境省の環境方針（平成28年6月28日環境大臣。以下「事業者方針」という。<https://www.env.go.jp/info/manage/hosin.html>）を定め、環境省環境マネジメントシステムを設定し、その取組を推進しています。また、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系を基に評価を行っています（令和3年度環境省政策評価実施計画については、<https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r03/keikaku.html>、環境省施策体系については、<https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r03/taikei.pdf>）。なお、政府全体の環境施策の内容、実施状況等については、環境白書において毎年公表しています（令和4年版環境白書については、<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r04/index.html>）。

環境配慮の方針については、同方針の「IV配慮の方針推進システム（環境管理システム）」に基づき、同方針の実施状況について、平成15（2003）年（平成14（2002）年度分）以降、毎年、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施してきました。平成19（2007）年（平成18（2006）年度分）までの5年間については、この自己点検の結果を、環境配慮等の状況として公表してきました。

平成20（2008）年（平成19（2007）年度分）からは、環境配慮等の状況を、環境配慮促進法に基づき特定事業者に作成及び公表が義務付けられている環境報告書と同様の充実した内容とし、また、オフィス活動分野については、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）等に基づき環境省が実施しているグリーン購入の状況、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき策定されている「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）等に基づき環境省が実施している温室効果ガスの排出量の削減等の状況等も盛り込み、環境報告書として公表しています。このような形で公表するのは、今回が15回目となります。

## 環境省の組織及び職員数

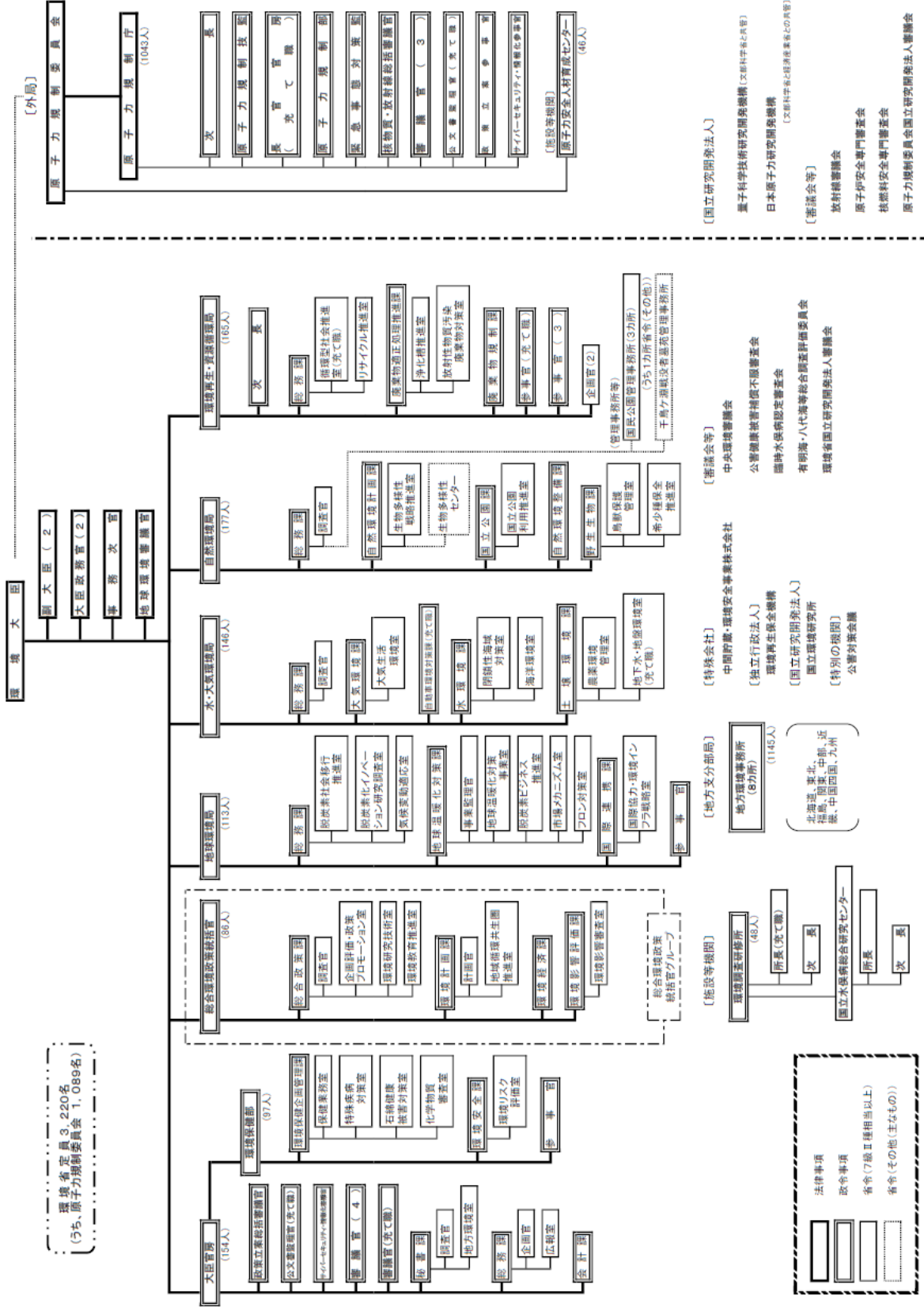
環境省は、「国家行政組織法」（昭和 23 年法律第 120 号）に規定する「省」であり、「環境省設置法」（平成 11 年法律第 101 号）に基づき設置されています。その任務は、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ること」です。

環境省の組織については、環境省設置法、環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号）等に定められており、具体的には、令和 3（2021）年度末現在、以下のような組織構成となっています。

- ・ 内 部 部 局 … 大臣官房、総合環境政策統括官グループ、地球環境局、水・大気環境局、自然環境局及び環境再生・資源循環局（大臣官房に環境保健部を設置）
- ・ 審 議 会 等 … 中央環境審議会、公害健康被害補償不服審査会、臨時水俣病認定審査会、有明海・八代海等総合調査評価委員会、環境省国立研究開発法人審議会、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会
- ・ 施 設 等 機 関 … 環境調査研修所  
（環境調査研修所に国立水俣病総合研究センターを設置）
- ・ 特 別 の 機 関 … 公害対策会議（環境大臣を会長とし、関係行政機関の長から構成され、公害防止計画の策定の指示及び同意に係る審議等を行う会議）
- ・ 地方支分部局 … 地方環境事務所  
（8 か所：北海道、東北、福島、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
- ・ 外 局 … 原子力規制委員会（原子力規制委員会に事務局として原子力規制庁を設置）
- ・ 地方環境事務所の事務を分掌する機関として自然環境事務所、自然保護官事務所等が設置されています。
- ・ 環境省本省の内部部局には、本省庁舎組織（中央合同庁舎 5 号館（千代田区霞が関 1－2－2）のほかに、国民公園管理事務所（国民公園は、皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の 3 か所）、千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所及び生物多様性センターがあります。

各組織の職員数と併せて整理すると、次頁のとおりとなります。

# 環境省 機構図 (令和3年度末)



(1) 対象期間

令和3（2021）年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）を対象としています。

(2) 対象組織

環境省全体<sup>※</sup>を対象としています。ただし、環境省環境マネジメントシステムにより評価を行う場合には同システムの適用行政組織とし、原則環境省の全ての組織から原子力規制委員会を除いたものを対象とします。

※福島県内の東日本大震災に関する廃棄物焼却施設等を除く。

(3) 対象分野

本報告書では、環境配慮促進法第6条で公表が求められている環境配慮等の状況を中心に、一部、社会的側面についても記載しています。

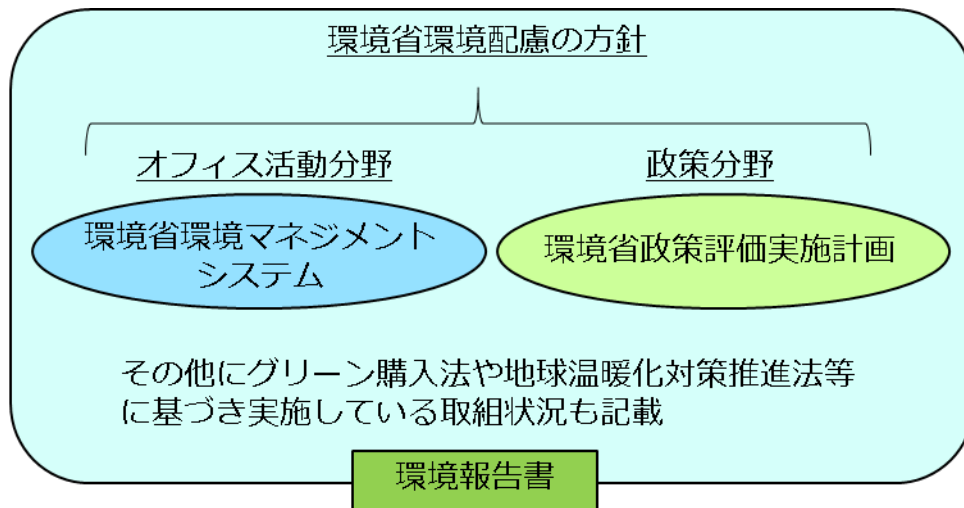
(4) 参考にしたガイドライン等

平成30年6月に「環境報告ガイドライン2018年版」が発行されておりますが、同ガイドラインは、主に投資家から企業への環境情報開示要請の変化を反映した内容となっております。

そのため、本報告書は、「環境報告ガイドライン2018年版」を参考とし、従来の「環境報告ガイドライン2012年版」に基づき報告書を作成しております。

- ・ 環境報告ガイドライン（2012年版）（平成24年4月環境省）  
(<https://www.env.go.jp/policy/report/h24-01/index.html>)
- ・ 環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）（平成26年5月環境省）  
([https://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/tebiki\\_3rd-ed.pdf](https://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/tebiki_3rd-ed.pdf))
- ・ 環境報告ガイドライン（2018年版）（平成30年6月環境省）  
(<https://www.env.go.jp/policy/2018.html>)

「はじめに」で記したとおり、環境配慮の方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、グリーン購入法や政府実行計画の適切な実施に努めるため、事業者方針を定め、環境省環境マネジメントシステムを設定し、その取組を推進しており、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系を基に評価を行っています。



#### (1) オフィス活動分野

環境省では、環境省の事業活動を対象に、環境マネジメントシステムを設定し、環境省環境マネジメントシステム設置要綱及び同運営要綱を定め適切に実施しています。

温室効果ガスの排出量の削減等については、環境省は、政府実行計画及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」に基づき、「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成 29 年 3 月 24 日環境省。以下「環境省実施計画」という。）を策定しており、同計画に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に資する様々な取組を実施しています。また、政府実行計画に基づき地球温暖化対策推進本部幹事会が毎年行っている同計画の推進・点検の中で、環境省における温室効果ガスの総排出量、取組項目ごとの進捗状況等も公表されています。

なお、オフィス活動分野においては、①環境マネジメントシステムと②政府実行計画（環境省実施計画）の下で取組を進めておりますが、当報告書では主に①に対する評価を記載し、②については、補足的に取り扱うこととしています。

この他、グリーン購入法や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づく取組も進めています。

※環境マネジメントシステムにかかる目標については、令和4年6月に策定された環境省実施計画に基づき新たに設定する予定。

※環境配慮の取組は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進にも寄与することから、SDGsの17のゴールから各項目に関連するものを表示しております。

## （2）政策分野

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づき、政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を定めています。

環境省では、環境省の所掌に係る政策について、当該基本方針に基づく環境省政策評価基本計画（令和3年5月24日改定）を定めており、また、毎年度、事後評価について定める環境省政策評価実施計画を策定しています。同計画では、環境省が行う政策、具体的には、同計画の別添として定められる環境省施策体系に掲げる施策を対象として、事後評価を行うこととしています（令和3年度環境省政策評価実施計画については、<https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r03/keikaku.html>、環境省施策体系については、<https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r03/taikei.pdf>）。

評価結果の取りまとめに当たっては、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得ることとしています。

以下では、これらの枠組みを踏まえつつ、環境配慮の取組の状況等及び環境施策の状況について記します。



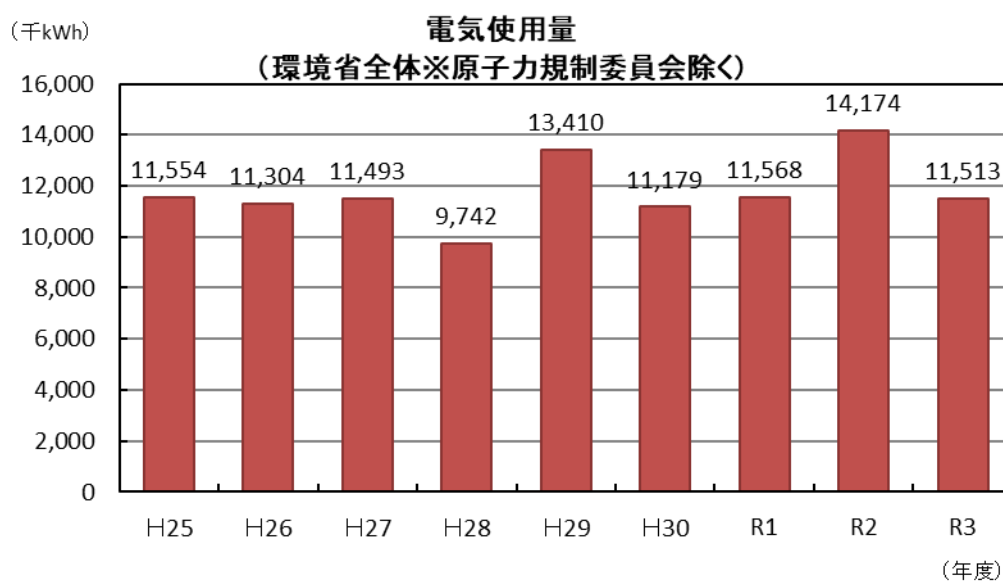
## 1. インプット

## (1) 電気使用量



## ①実績

- 令和3（2021年度）の執務室等の電気使用量は、令和2（2020）年度比で81.2%となっていますが、平成25年（2013）年度と比較すると同程度となっております。



## ②電気使用量の削減に向けた取組

- 環境マネジメントシステムにおいては、「OA機器の節電を励行する」こと、「電灯・電気機器の節電を励行する」こと、「地球温暖化対策推進のため、クールビズ、ウォームビズの徹底、冷暖房運転の調整等により冷暖房温度を適切に設定する」ことについて掲げています。

- 環境省実施計画においては、

- ・ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ・ 昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合の電源オフ又はふた閉じを徹底する。
- ・ OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものへの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きいOA機器類の配置の工夫等、エネルギー使用量抑制対策を講じる。

等の取組を進めることとしています。

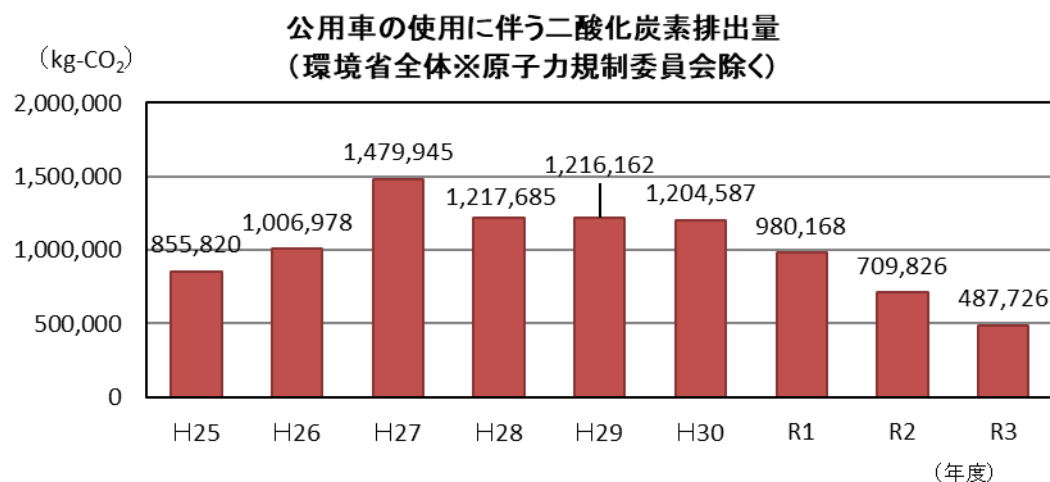
- グリーン購入法基本方針において、OA機器、家電製品等について、電気使用量の削減に関する観点から調達に係る判断の基準が定められています。環境省では、これらの物品等について、環境省調達方針に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進めます。

## (2) 公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量



### ①実績

- 令和3（2021）年度の公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量は、令和2（2020）年度比で68.7%となっており、平成25年（2013）年度と比較しても減少しています。



### ②公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けた取組

- 環境マネジメントシステムにおいては、「ノーカーデー（毎月第一月曜日）において、原則、公用車等の使用を控える。」ことや「一般公用車の買換等において、二酸化炭素排出削減に関して、より高機能な車種の選定に努める」※こと等を掲げています。

（（4）グリーン購入・調達状況 自動車等（自動車） 参照）

- 環境省実施計画においては、

- ・ 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。
- ・ 地方環境事務所においては、特に長距離移動の際に可能な限り公共交通機関を利用し、公用車燃料の使用の削減を図る。

等の取組を進めることとしています。

また、「公用車の台数の見直し」に係る取組として、「使用実態を踏まえ、必要に応じ、公用車の共有化により台数の見直しを行い、その削減を図る」ことを掲げています。このほか、自転車の活用についても掲げています。

- グリーン購入法基本方針において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいります。

また、環境配慮契約法基本方針において、価格のみならず燃費を総合的に評価する総

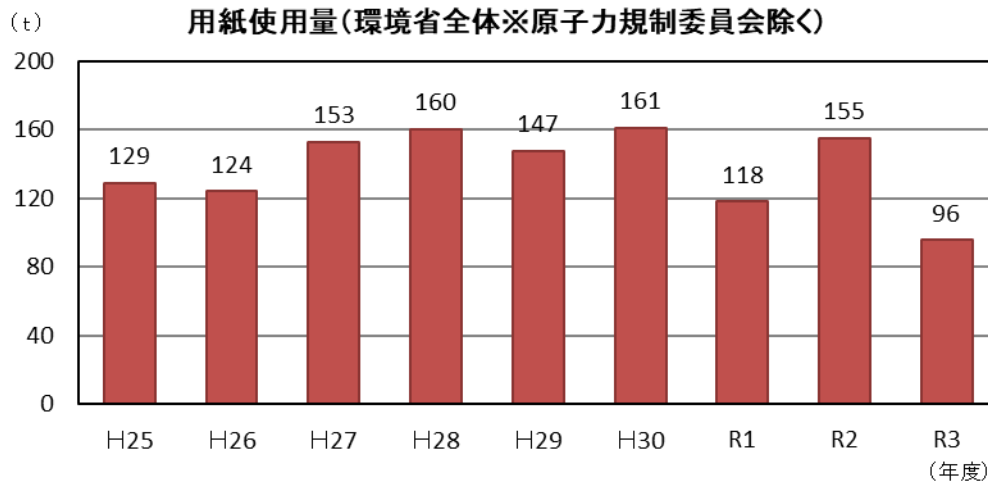
合評価落札方式による自動車の調達を行うことが定められており、環境省では、これに従った調達を行っています。これらの取組は公用車使用燃料の削減にも繋がります。

（（４）グリーン購入・調達状況 自動車等（自動車） 参照）

### (3) 用紙使用量

#### ①実績

- 令和3（2021）年度の用紙使用量は、令和2（2020）年度比で61.7%となっており、平成25年（2013）年度と比較しても減少しています。



#### ②用紙使用量削減に向けた取組

- 環境マネジメントシステムにおいて、用紙類の使用量の削減については、
  - ・ ミスコピー等により不要となった片面コピーの用紙類は、その裏面を文書校正用裏紙、メモ用紙、FAX送信状等に再利用する。
  - ・ 省内LANの活用により、事務連絡等の紙での配布は行わない。また、決裁については、積極的に電子決裁システムを活用する。
  - ・ 用紙類の使用に当たっては、各課室別コピー用紙（A4）使用枠の適切な設定等により、計画的・効率的な使用を図る。
 等を掲げています。
- 環境省実施計画においては、
  - ・ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、傍聴者への配布資料の削減を図る。
  - ・ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省では部局単位で、地方環境事務所等では事務所等单位で把握管理し、削減を図る。
 等の取組を進めることとしています。

## (4) グリーン購入・調達状況



### 総論

- グリーン購入については、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入法基本方針が定められています。グリーン購入法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具等の22の分野について、それぞれ特定調達品目及びその判断基準等が定められています。

環境省では、グリーン購入法基本方針に即して、毎年度、環境省調達方針を作成し、環境物品等の調達目標等を定め、調達を進めています。

- 環境配慮契約法第5条第1項の規定に基づき、国等が環境配慮契約の推進を図るため、環境配慮契約法基本方針が定められています。環境配慮契約法基本方針では、電気の供給を受ける契約及び自動車の購入等に係る契約等が、温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約として定められています。

環境省では、環境配慮契約法基本方針に従った契約をしています。

- 環境マネジメントシステムでは、「グリーン購入を実施する」ことが掲げられています。以下では、グリーン購入法基本方針で定められた特定調達品目22分野のうち、継続的に取り組んでいる以下の分野について、具体的に取り上げることとします。

- ・ 自動車等（自動車）

通常の行政事務に供する公用車への次世代自動車の導入を図り、一般公用車については、次世代自動車とする。

- ・ 家電製品（電気冷蔵庫等）

フロン系冷媒の排出抑制を進める。（目標 フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系冷蔵庫の購入・使用を徹底する。）

- ・ 紙類

再生紙の使用を進める。

- 環境省においては、グリーン購入法に基づき、毎年度、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表しています（令和3（2021）年度の実績については、[https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/green\\_konyu/index.html](https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/green_konyu/index.html)）。

また、環境配慮契約法に基づき、毎年度、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表しています（令和3（2021）年度の実績については、[https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post\\_12.html](https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_12.html)）。

- また、環境省は、平成30（2018）年6月にRE100にアンバサダーとして参画し、RE100の取組の普及のほか、2030年までに自ら使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄う

ことを目指しています（環境省 RE100 の取組については、<https://www.env.go.jp/earth/re100.html>）。

（注：RE100 とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、世界や日本の企業が参加しています。）

## 自動車等（自動車）

### ①実績

- 本省庁舎組織において保有する公用車については、18台全てが電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車です。
- 令和3（2021）年度の公用車の調達実績については、全ての品目で特定調達物品等の調達率は平均して88.5%となっております。

### <公用車の調達実績>（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

	品目		総調達量 (台)	うち、特定調達 物品等の調達量 (台)	特定調達物品等の 調達率 (%)
乗用車	電気自動車	購入	4(4)	4(4)	100(100)
		リース・レンタル新規	4(1)	4(1)	
		リース・レンタル継続	0	0	
	ハイブリッド自動車	購入	4(0)	4(0)	98
		リース・レンタル新規	118(0)	118(0)	
		リース・レンタル継続	21(0)	18(0)	
	プラグインハイブリッド自動車	購入	6(0)	6(0)	100(100)
		リース・レンタル新規	26(0)	26(0)	
		リース・レンタル継続	1(1)	1(1)	
	燃料電池自動車	購入	0	0	100(100)
		リース・レンタル新規	1(1)	1(1)	
		リース・レンタル継続	1(1)	1(1)	
	水素自動車	購入	1(0)	1(0)	100
リース・レンタル新規		0	0		
リース・レンタル継続		0	0		
次世代自動車以外の 自動車（非適合）	購入	0	-	-	
	リース・レンタル新規	1(0)	-		
	リース・レンタル継続	147(0)	-		
乗用車 以外	電気自動車	購入	0	0	-
		リース・レンタル新規	0	0	
		リース・レンタル継続	0	0	
	ハイブリッド自動車	購入	0	0	-
		リース・レンタル新規	0	0	
		リース・レンタル継続	0	0	
	プラグインハイブリッド自動車	購入	0	0	-
		リース・レンタル新規	0	0	
		リース・レンタル継続	0	0	
	燃料電池自動車	購入	0	0	-
		リース・レンタル新規	0	0	
		リース・レンタル継続	0	0	



水素自動車	購入	0	0	-
	リース・レンタル新規	0	0	
	リース・レンタル継続	0	0	
次世代自動車以外の 自動車（非適合）	購入	0	0	33
	リース・レンタル新規	0	0	
	リース・レンタル継続	6(0)	2(0)	

※（ ）内の数字は本省庁舎組織の実績

## ②特定調達物品等の調達に向けた取組

- 環境省においては、特定調達物品等の調達率 100%を達成するよう努めるとともに、本省庁舎組織における公用車の次世代自動車比率 100%を維持するよう、適切に調達を行ってまいります。

## 家電製品（電気冷蔵庫等）

### ①実績

- 令和3（2021）年度の電気冷蔵庫等の調達実績については、特定調達物品等の調達率は100%となっています。

### <電気冷蔵庫等の調達実績>（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

品 目		総調達量（台）	うち、特定調達物品等の調達量（台）	特定調達物品等の調達率（%）
電気冷蔵庫	購入	17(2)	17(2)	100(100)
冷凍庫	以外新規	0	0	-
冷凍冷蔵庫	以外継続	0	0	-

※（ ）内の数字は本省庁舎組織の実績

### ②特定調達物品等の調達に向けた取組

- 環境省においては、引き続き、特定調達物品等の調達率 100%を維持できるよう努めるとともに、本省庁舎組織における電気冷蔵庫等の廃棄に当たり、フロン系冷媒の回収・破壊を徹底してまいります。

## 紙類

### ①実績

- 令和3（2021）年度のコピー用紙の調達実績については、特定調達物品等の調達率は100%となっています。

#### <紙類の調達実績>（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

品目	総調達量 (kg)	うち、特定調達物品等の調達量 (kg)	特定調達物品等の調達率 (%)
コピー用紙	92,503(44,476)	92,503(44,476)	100(100)
(参考)フォーム用紙	22(20)	22(20)	100(100)
(参考)インクジェットカラープリンター用塗工紙	22(0)	22(0)	100(100)
(参考)塗工されていない印刷用紙	425(12)	425(12)	100(100)
(参考)塗工されている印刷用紙	150(56)	150(56)	100(100)
(参考)トイレットペーパー	7,423(5,029)	7,423(5,029)	100(100)
(参考)ティッシュペーパー	48(0)	48(0)	100(100)

※（ ）内の数字は本省庁舎組織の実績

### ②特定調達物品等の調達に向けた取組

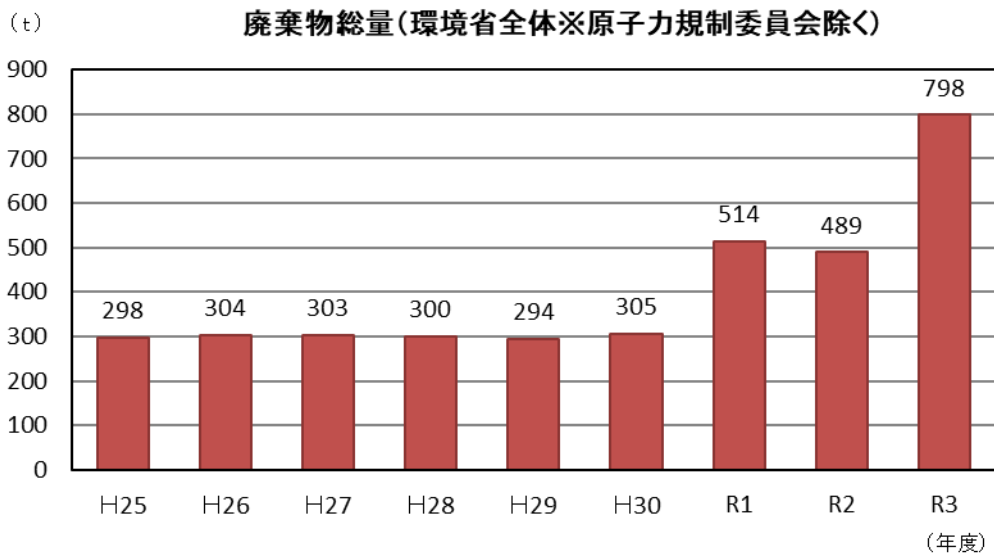
- 令和3（2021）年度の環境省調達方針において、令和3（2021）年度に調達を実施する品目について、特定調達物品等の調達目標を100%とすることを盛り込んでいます。  
環境省においては、引き続き、特定調達物品等の調達率100%を維持できるよう努めてまいります。

## (1) 廃棄物排出量

### ①実績

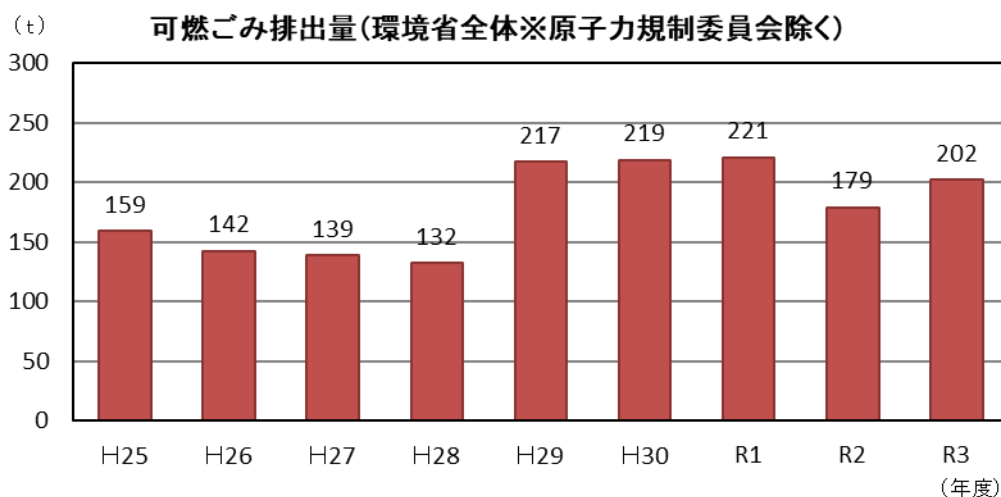
#### 廃棄物総量

- 令和3（2021）年度の廃棄物総量は、令和2（2020）年度比で 163.2%となっており、平成25年（2013）年度と比較しても増加傾向にあるため、今後より一層の努力が必要な状況となっています。



#### 可燃ごみ排出量

- 令和3（2020）年度の可燃ごみ排出量は、令和2（2020）年度比で 112.8%となっており、平成25年（2013）年度と比較しても増加傾向にあるため、今後より一層の努力が必要な状況となっています。



## ②廃棄物の排出削減に向けた取組

○ 環境マネジメントシステムにおいて、省内の廃棄物分別の徹底を図るため、

- ・ ごみの分別マニュアルに従い、用紙類（原則重要書類はエコポストに廃棄）、一般可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、缶、ビン、紙パック、電池類、段ボールの9種類に分別する。
- ・ 廃棄物分別の取組状況を把握し、各部局環境管理責任者へ報告し、状況に応じ分別の徹底に向けた取組を図る。

等を掲げています。

また、廃棄物総量の削減を図るため、

- ・ 廃棄物の発生抑制のため、エコバッグ等の使用を徹底し、レジ袋等は辞退する。また、使い捨て商品の購入、使用を避け、リデュース、リユース及びリサイクルに努める。

等を掲げています。

さらに、可燃ごみ排出量の削減を図るため、

- ・ 可燃ごみ及び不燃ごみの排出量を把握し、毎月、各環境管理責任者へ報告し、状況に応じ削減に向けた取組を図る。

等を掲げています。

○ 環境省実施計画においては、

- ・ 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ・ リサイクルルート確保等を内容とする各庁舎のリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用に積極的に推進する。

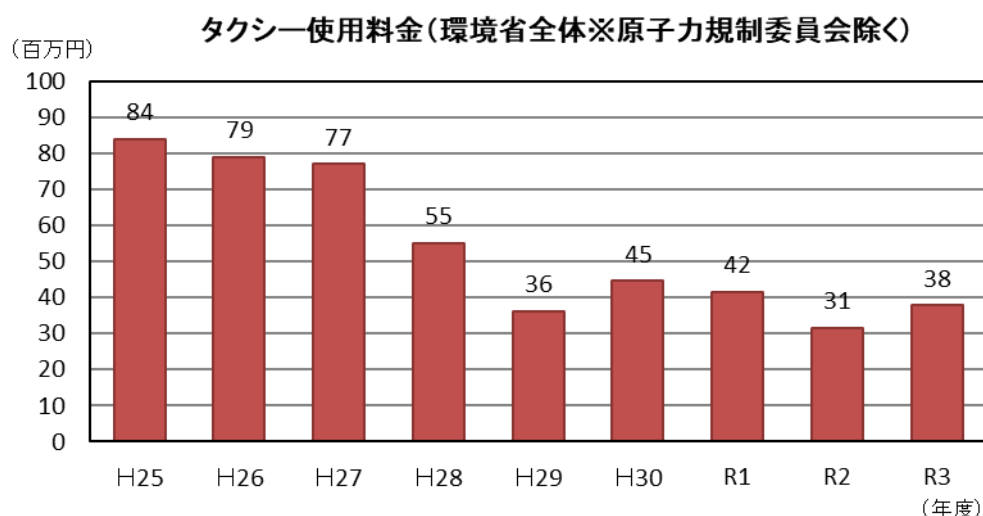
等の取組を進めることとしています。

## (2) 大気環境への負荷の低減



### ①実績

- 令和3（2021）年度においては、本省庁舎組織において保有する一般公用車 18 台について、全てを次世代自動車としています。
- 公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量については、P. 9 参照。
- 環境省全体（原子力規制委員会を除く）を対象とした令和3（2021）年度のタクシー使用料金は、令和2（2020）年度比で 120.1%となっていますが、平成25年（2013）年度と比較すると減少傾向にあります。



### ②大気環境への負荷の低減に向けた取組

- 環境マネジメントシステムにおいては、「通常の行政事務に供する公用車への次世代自動車の導入を図り、一般公用車については、次世代自動車とする」を掲げています。また、公用車で使用する燃料の削減を図るため、
  - ・ ノーカーデー（毎月第一月曜日）において、原則、公用車等の使用を控える。
  - ・ 燃料使用量の削減状況を把握し、毎月、各部局環境管理責任者へ報告し、状況に応じ削減に向けた取組を図る。等を掲げています。
- さらに、タクシー使用に伴う環境への負荷低減に係る施策として、
  - ・ 定時退庁日（毎週水曜日）及び早期退庁励行日（毎週金曜日）における定時退庁を励行する。具体的には、定時退庁日及び早期退庁励行日における勤務時間外の会議の禁止、国会待機職員等の合理化を図る。
  - ・ タクシーの使用状況を把握し、状況に応じ削減に向けた取組を図る。等を掲げています。

- グリーン購入法基本方針において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいります。

また、環境配慮契約法基本方針において、価格のみならず燃費を総合的に評価する総合評価落札方式による自動車の調達を行うことが定められており、環境省では、これに従った調達を行っています。これらの取組は大気環境への負荷の低減にも繋がります。

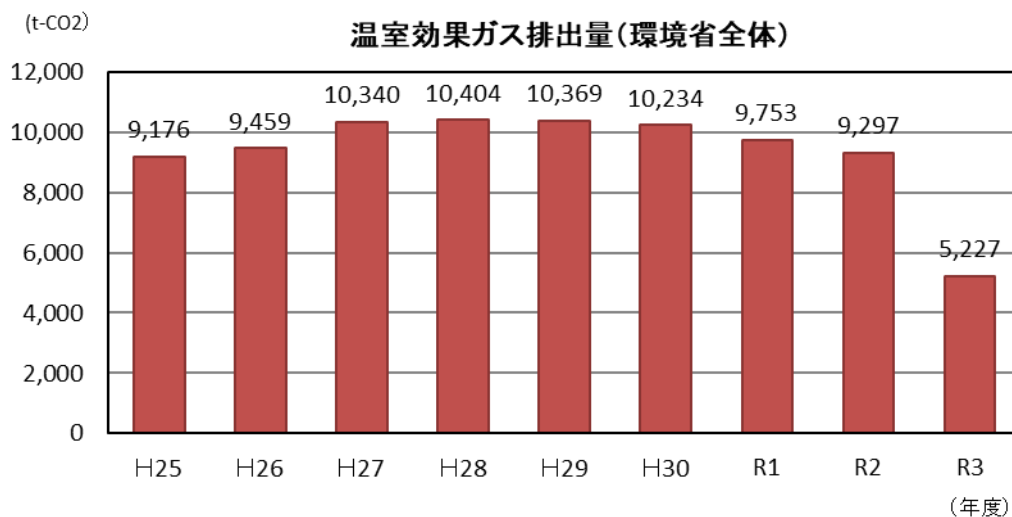
(1. インプット) (4) グリーン購入・調達状況自動車等(自動車) 参照)

### (3) 温室効果ガス排出量



#### ①実績

- 温室効果ガス排出量は、電気使用量、公用車の燃料使用量等を換算して算出しています。
- 環境省全体を対象とした令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は、令和2（2020）年度比で56.2%となっており、平成25年（2013）年度と比較しても減少傾向にあります。



#### ②温室効果ガス排出量削減に向けた取組

- 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組は、環境省実施計画で具体的かつ詳細に多数掲げており、そこには、**1. インプット**において記した取組の多くも含まれますが、ここでは、環境省実施計画に、達成すべき目標として掲げられた項目を列記します。



## 《環境省実施計画》

### 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (4) 冷暖房の適正な温度管理
- (5) 再生可能エネルギー等の有効利用
- (6) 太陽光発電の導入の整備方針
- (7) 水の有効利用
- (8) その他

### 2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

- (1) 次世代自動車の導入
- (2) 自動車の効率的利用
- (3) 自転車の活用
- (4) 小売電気事業者との契約
- (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (6) 用紙類の使用量の削減
- (7) 再生紙などの再生品や木合法材の活用
- (8) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等
- (9) その他

### 3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- (1) エネルギー使用量の抑制
- (2) ごみの分別等
- (3) 廃棄物の減量
- (4) 森林の整備・保全の推進
- (5) 環境省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

### 4. ワークライフバランスの配慮

### 5. 職員に対する研修等

- (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
- (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励
- (3) その他

- 環境マネジメントシステムにおいても上記取組等を積極的に推進し、温室効果ガスその他の環境負荷の低減を図ることとしております。
- なお、グリーン購入についても、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）等に基づき、国等は環境物品等を率先して調達することとしており、環境省では、環境省調達方針に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進めます。



## (4) 中水循環量、総排水量

### ①目標

- 本省庁舎組織が置かれている中央合同庁舎5号館においては、排水を全て浄化した上で中水施設に還流し、同庁舎のみならず他の庁舎での中水としての利用に供しています。このため、本省庁舎組織において排水は発生していません。

### ②実績

中央合同庁舎5号館で、排水を浄化して中水施設に還流している量（中水循環量）は、以下のとおりです。

- 令和3（2021）年度：46,511m<sup>3</sup>
- 令和2（2020）年度：50,302m<sup>3</sup>
- 令和元（2019）年度：50,010m<sup>3</sup>
- 平成30（2018）年度：58,612m<sup>3</sup>
- 平成29（2017）年度：62,000m<sup>3</sup>
- 平成28（2016）年度：62,332m<sup>3</sup>
- 平成27（2015）年度：53,799m<sup>3</sup>
- 平成26（2014）年度：57,870m<sup>3</sup>
- 平成25（2013）年度：54,086m<sup>3</sup>

### ③中水循環利用に向けた取組

- 環境省（中央合同庁舎5号館）においては、今後も引き続き排水を浄化し、中水として適切に循環利用してまいります。

## 環境施策の状況（政策分野）

「はじめに」に記したとおり、環境配慮の方針では、同方針の実施状況について、毎年、オフィス活動分野及び政策分野について、それぞれ、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施することとしています。

環境省では、政策評価法に基づき、環境省政策評価基本計画を定めており、また、毎年、事後評価について、環境省政策評価実施計画を策定しています。

また、環境省では、環境省政策評価基本計画及び環境省政策評価実施計画に基づき、環境省が実施した施策全てについて評価を行い、その結果は、翌年度における重点施策の策定、予算・機構定員の要求、制度の新設・改廃等の企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映するよう努めています。

令和3（2021）年度に実施した施策については、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得て評価を行っており、その結果を公表しています。

詳しくは、[https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r03\\_jigo/jigo.html](https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r03_jigo/jigo.html) を御覧ください。

## 令和3（2021）年度事後評価（政策評価）の概要

令和3（2021）年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行いました。

評価対象とする施策については、環境省政策体系に掲げる施策（10 施策）と各施策に含まれる目標（46 目標）とし、各施策に含まれる目標ごとに評価を行い、その結果を政策への反映状況として整理しています。

政策への反映状況は、以下の表のとおりです。

### 【環境省政策体系に掲げる施策（10 施策）】

地球温暖化対策の推進

地球環境の保全

大気・水・土壌環境等の保全

廃棄物・リサイクル対策の推進

生物多様性の保全と自然との共生の推進

化学物質対策の推進

環境保健対策の推進

環境・経済・社会の統合的向上

環境政策の基盤整備

放射性物質による環境の汚染への対処

### 【政策への反映状況】

反映状況	政策へ反映された目標数
施策の改善・見直し	0
概算要求に反映	27
機構・定員要求に反映	11
機構要求に反映	2
定員要求に反映	11

**データ集**

**【電気使用量】**

＜電気使用量＞（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気使用量 (kWh)	11,553,991	11,304,069	11,492,526	9,742,098	13,410,146	11,179,299	11,568,389	14,174,027	11,513,079
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	97.8	99.5	84.3	116.1	96.8	100.1	122.7	99.6

＜電気使用量＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気使用量 (kWh)	13,245,380	13,176,057	14,535,239	12,457,626	16,065,399	13,818,582	12,887,655	17,620,017	14,533,985
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	99.5	109.7	94.1	121.3	104.3	97.3	133.0	109.7

＜事務所の単位面積当たり電気使用量＞（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事務所の単位面積当たり電気使用量 (kWh/m <sup>2</sup> )	96.0	83.2	82.3	74.9	95.4	77.4	79.0	93.9	76.3
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	86.7	85.7	78.0	99.4	80.6	82.3	97.8	79.5

＜事務所の単位面積当たり電気使用量＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事務所の単位面積当たり電気使用量 (kWh/m <sup>2</sup> )	98.4	87.6	89.2	80.8	98.3	82.5	76.0	50.7	41.8
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	89.0	90.7	82.1	99.9	83.8	77.2	51.5	42.5

**【公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量】**

＜公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量＞（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	855,820	1,006,970	1,479,945	1,217,685	1,216,162	1,204,587	980,168	709,826	487,726
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	117.7	172.9	142.3	142.1	140.8	114.5	82.9	57.0

＜公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	904,342	1,055,926	1,515,198	1,319,477	1,335,274	1,328,945	1,056,850	780,260	608,780
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	116.8	167.5	145.9	147.7	147.0	116.9	86.3	67.3

## 【用紙使用量】

＜用紙使用量＞（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
用紙使用量（t）	129	124	153	160	147	161	118	155	96
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	96.1	118.6	124.0	114.0	124.8	91.5	120.2	74.2

＜用紙使用量＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
用紙使用量（t）	186	182	231	242	219	244	202	209	145
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	97.8	124.2	130.1	117.7	131.2	108.6	112.4	77.9

## 【廃棄物排出量】

＜廃棄物総量＞（本省庁舎組織）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物総量（t）	30	31	29	21	21	12	12	9	15
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	103.3	96.7	70.0	70.0	40.0	40.0	30.0	50.0

＜廃棄物総量＞（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物総量（t）	298	304	303	300	294	305	514	489	798
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	102.0	101.7	100.7	98.7	102.3	172.5	164.1	267.8

＜廃棄物総量＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物総量（t）	322	335	350	356	357	378	583	559	880
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	104.0	108.7	110.6	110.9	117.4	181.1	173.6	273.3

＜可燃ごみ排出量＞（本省庁舎組織）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ排出量（t）	20	22	21	13	11	6	6	4	9
平成 25 年度を 100 とした場合の割合（%）	100	110.0	105.0	65.0	55.0	30.0	30.0	20.0	45.0

＜可燃ごみ排出量＞（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ排出量 (t)	159	142	139	132	217	219	221	179	202
平成 25 年度を 100 と した場合の割合 (%)	100	89.3	87.4	83.0	136.5	137.7	139.0	112.6	127.0

＜可燃ごみ排出量＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ排出量 (t)	177	163	160	187	280	261	290	248	258
平成 25 年度を 100 と した場合の割合 (%)	100	92.1	90.4	105.6	158.2	147.5	163.8	140.1	145.8

【大気環境への負荷の低減】

＜タクシー使用料金＞（環境省全体※原子力規制委員会を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
タクシー 使用料金(円)	84,023,430	78,905,740	76,905,740	55,031,570	36,293,940	44,554,220	41,566,540	31,486,870	37,821,310
平成 25 年度を 100 と した場合の割合 (%)	100	93.9	91.5	65.5	43.2	53.0	49.5	37.5	45.0

＜タクシー使用料金＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
タクシー 使用料金(円)	112,577,580	105,609,920	90,812,700	67,040,570	46,857,940	56,417,360	48,081,040	40,139,010	44,845,650
平成 25 年度を 100 と した場合の割合 (%)	100	93.8	80.7	59.6	41.6	50.1	42.7	35.7	39.8

【温室効果ガス排出量】

＜温室効果ガス排出量＞（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
温室効果ガス排出 量 (t-CO <sub>2</sub> )	9,176	9,459	10,340	10,404	10,368	10,234	9,753	9,297	5,227
平成 25 年度を 100 と した場合の割合 (%)	100	103.1	112.7	113.4	113.0	111.5	106.3	101.3	57.0

# 環 境 報 告 書

(令和3年度分)

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

令和5年3月

環境省大臣官房総合政策課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5521-9265 FAX : 03-3581-5951

ホームページ <http://www.env.go.jp/>

(禁無断転載)